

墨田区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を  
定める条例（案）概要

1 改正理由

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく、介護保険法（以下「法」という。）の改正（平成26年6月25日公布、平成30年4月1日施行）により、居宅介護支援事業所（※）の指定権限等が、都道府県から区市町村へ移譲される。

法の施行に伴い、これまで東京都が条例で定められていた、指定居宅介護支援の事業の基準等について、区の条例で定めることとした。

※ 在宅の要介護者にケアマネジメントを行う介護支援専門員がいる事業所

2 区市町村の条例で定める事業の基準等

（１）指定居宅介護支援の事業の基準（法第81条第1項、第2項）

（２）基準該当（※）居宅介護支援の事業の基準（法第47条第1項第1号）

（３）指定居宅介護支援の事業の申請者の資格（法第79条第2項第1号）

※ 居宅介護支援事業者としての指定を受けるべき要件の一部を満たしていないものの、一定のサービス水準を満たす場合、区の判断でそれらのサービスを介護保険の保険給付の対象とすることができることとする。

3 現行の東京都条例

前記2の（１）及び（２）は、「東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」において、厚生労働省令と同内容で定めている。

また、前記2の（３）は、東京都が定める「介護保険法施行条例」において、「法人」と定めている。

4 本区条例（案）の内容

厚生労働省令で定める「指定居宅介護支援等の事業の基準」は、事業目的を達成するための必要最低限度の基準を定めたものであることから、区独自に同基準を緩和することは望ましくなく、また、同基準を強化することにより事業運営が困難になる恐れがあることから、現行の「東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」と同様、厚生労働省令と同じ内容とする。

また、「申請者の資格」についても、現行の東京都が定める「介護保険法施行条例」の規定で支障がないため、これと同様に「法人」と定める。

5 施行期日

平成30年4月1日から施行する。